

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月26日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																									
<p>（教養課）</p> <p><b>第3条の2</b> 教養課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 警察装備（拳銃に係るものに限る。）に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>（警務課）</p> <p><b>第5条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p>（装備施設課）</p> <p><b>第7条</b> 装備施設課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>警察装備（拳銃に係るものを除く。）に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第39条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">課名</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 70%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警務課</td> <td style="text-align: center;">企画室</td> <td style="text-align: center;"><u>第5条第3号から第8号</u> <u>までに掲げる事務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">犯罪被害者支援室</td> <td style="text-align: center;"><u>第5条第17号から第20</u> <u>号までに掲げる事務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟中央</td> <td style="text-align: center;">新潟中央警察署開署準</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課名	名称	分掌事務	(略)			警務課	企画室	<u>第5条第3号から第8号</u> <u>までに掲げる事務</u>	犯罪被害者支援室	<u>第5条第17号から第20</u> <u>号までに掲げる事務</u>	新潟中央	新潟中央警察署開署準		<p>（教養課）</p> <p><b>第3条の2</b> 教養課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>（警務課）</p> <p><b>第5条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 警察装備（拳銃に係るものに限る。）に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p><u>(22) (略)</u></p> <p>（装備施設課）</p> <p><b>第7条</b> 装備施設課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警察装備に関する<u>こと（警務課の所掌に属するものを除く。）</u>。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第39条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">課名</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 70%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警務課</td> <td style="text-align: center;">企画室</td> <td style="text-align: center;"><u>第5条第3号から第9号</u> <u>までに掲げる事務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">犯罪被害者支援室</td> <td style="text-align: center;"><u>第5条第18号から第21</u> <u>号までに掲げる事務</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	名称	分掌事務	(略)			警務課	企画室	<u>第5条第3号から第9号</u> <u>までに掲げる事務</u>	犯罪被害者支援室	<u>第5条第18号から第21</u> <u>号までに掲げる事務</u>
課名	名称	分掌事務																								
(略)																										
警務課	企画室	<u>第5条第3号から第8号</u> <u>までに掲げる事務</u>																								
	犯罪被害者支援室	<u>第5条第17号から第20</u> <u>号までに掲げる事務</u>																								
新潟中央	新潟中央警察署開署準																									
課名	名称	分掌事務																								
(略)																										
警務課	企画室	<u>第5条第3号から第9号</u> <u>までに掲げる事務</u>																								
	犯罪被害者支援室	<u>第5条第18号から第21</u> <u>号までに掲げる事務</u>																								

警察署準備室	備に関する事務
(略)	

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
教養課	教養管理官	第3条の2第1号から第4号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
警務課	(略)	
	人事管理官	第5条第9号から第13号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第14号から第16号までに掲げる事務
	犯罪被害者支援室長	(略)
	新潟中央警察署準備室長	新潟中央警察署準備室に関する事務
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第14号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属

(略)	

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
教養課	教養管理官	第3条の2第1号から第3号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
警務課	(略)	
	人事管理官	第5条第10号から第14号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第15号から第17号までに掲げる事務
	犯罪被害者支援室長	(略)
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第15号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属

		する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)	
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)	
新潟東 新発田 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌

		する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)	
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)	
新潟東 新発田 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌

		に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務			に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）	新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)			(略)	

附 則

この規則は、令和7年9月29日から施行する。